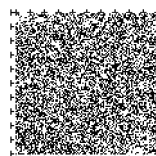
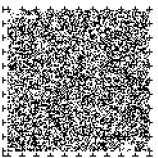


第4章 障害者保健福祉ひの6か年プランの推進





第4章 障害者保健福祉ひの6か年プラン(障害者計画)の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 実施計画をもとにチェック機関による計画の進行管理

日野市では、今回策定した「障害者保健福祉ひの6か年プラン」について、重点施策を中心に、策定委員会のメンバーを含む（仮称）障害者計画等推進委員会を設置し、少なくとも年1回以上、各施策について進捗状況の確認等を行い、この計画を実効性のあるものにします。

なお、パブリックコメントで寄せられたご意見やご提言のうちプランに直接反映できなかったものや国・都の動向をみながら、この進行管理を通して今後の障害者施策の見直し等に努めていきます。

(2) 障害者保健福祉ひの6か年プランの3年後の見直し等を検討

障害者施策については、法律の改正等による変動が多いため、障害者保健福祉ひの6か年プランについては、平成32年度に策定する次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に合わせて必要となる見直し等の検討を行うこととします。

(3) その他のフォローアップ

① 障害関係団体や家族会との連携

「入所施設や病院から在宅へ」という流れの中で、障害のある人も、一人の市民として地域社会にどのように関わっていくかが問われています。「公助」にだけ頼るのではなく「共助」や「自助」の視点ももち、自ら主体的に行動することが重要です。

市では、障害関係団体や家族会と幾度となく話し合い、ともに意識改革を図ってきましたが、障害関係団体、家族会、障害福祉施設などの横のつながりも強化し、プランの推進を目指して一段と連携を深めます。

② 日野市地域自立支援協議会との連携

障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会では、①相談支援事業の運営に関すること、②困難事例への対応のあり方に関すること、③地域の関係機関によるネットワーク構築に関することなどを行います。この地域自立支援協議会を活用し、障害福祉施策の展開の検討、保健、医療分野との連携などを行います。

